「第十八項」を「第二十七項」に改め、同条第十一項第三号中「掲げる」を「規定する」に、「場合」を「場合におけるもの」に改め、「第七条第一号において同じ。」を削り、同条第十三項中「この項及び第七条第二号において」を削り、同条第十四項中「場合の区分に応じ、当該各号に定める」を「金額のうちいずれか多い」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　一億円を下らない金額で主務省令で定める金額から、本邦に主たる事務所を有する法人に対する当該金銭の貸付け（銀行業を営む者その他次項に規定する金融機関がその業務として行う貸付け及び法第二十六条第一項第三号、第四号（同号に規定する任意組合又は同号に規定する投資事業有限責任組合に該当するものに限る。第二十五項第七号ロ及び第八号ロにおいて同じ。）又は第五号に掲げるものが行う本邦通貨による貸付けを除く。次項第三号を除き、以下「金銭の貸付け」という。）前における当該法人に対する金銭の貸付けの残高と他のものから取得した当該法人に対する貸付債権（第二十五項第七号イからハまでに規定する貸付債権を除く。次号において同じ。）の残高の合計額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）

第二条第十四項第二号中「有する法人に対する」の下に「当該」を加え、「に対する金銭の貸付けの残高が前号の主務省令で定める金額を超える場合　当該金銭の貸付け後における当該法人」を削り、「当該金銭の貸付けの残高と」を「、当該金銭の貸付け前における当該法人に対する金銭の貸付けの残高、他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び」に、「第十六項第一号」を「第二十五項第八号」に、「第十九項第一号」を「第二十八項第一号」に、「非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号から第五号までに掲げるものに該当するものに限る。以下「法人等」という。）が行つた金銭の貸付けの残高と取得した」を「非居住者等（法第二十六条第一項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）が行つた当該法人に対する金銭の貸付けの残高、当該非居住者等が他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該非居住者等が所有する当該法人（会社に限る。）が発行した」に、「含み、当該金銭の貸付けの金額を除く」を「含む」に改め、同条第十九項第一号中「又は」を「、」に、「同意者」を「同意者、同項第九号に規定する取得をしたもの若しくは同項第十号に規定する行使をしたもの（特定組合等がこれらの号に掲げる行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等）又は直接保有法人等」に、「総議決権」を「議決権（同条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権をいう。以下この項において同じ。）の総数」に改め、同項第二号中「総議決権」を「議決権の総数」に改め、同項第三号中「総議決権」を「議決権の総数」に、「法人等（」を「個人又は法人等（」に改め、同項第四号中「総議決権」を「議決権の総数」に改め、「以上に相当する議決権の数を直接に保有している」の下に「個人又は」を加え、同項第五号中「法人等の総議決権」を「もの（法人等に限る。）の議決権の総数」に、「法人等（」を「個人又は法人等（」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「法人等により総議決権」を「ものにより議決権の総数」に改め、同項第九号中「法人等及び」を「もの及び」に、「総議決権」を「議決権の総数」に改め、同項第十八号中「第十五号」を「第十八号」に、「非居住者である個人又は法人等」を「非居住者等」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十七号を削り、同項第十六号中「第十四号」を「第十七号」に、「非居住者である個人又は法人等」を「非居住者等」に改め、同号を同項第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　株式取得者等が特定組合等である場合における当該特定組合等の業務執行組合員（前各号に掲げるものを除く。）

第二条第十九項第十五号中「実質株式」を「実質所有等株式」に、「非居住者である個人又は法人等」を「非居住者等」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十四号中「第九号まで及び第十一号」を「第十二号まで及び第十四号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号を同項第十六号とし、同項第十二号を同項第十五号とし、同項第十一号中「第九号」を「第十二号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号中「前各号に掲げる法人等」を「第一号から第九号までに掲げるもの（法人等に限る。）」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号の次に次の三号を加える。

十　株式取得者等の被支配会社等である法人等（前各号に掲げるものを除く。）

十一　株式取得者等を被支配会社等とする非居住者等（前各号に掲げるものを除く。）

十二　前号に掲げるものの被支配会社等である法人等（前各号に掲げるものを除く。）

第二条第十九項を同条第二十八項とし、同条第十八項中「第十六項第四号」を「第二十五項第四号」に、「を受任すること」を「の受任」に改め、「及び第七条第一号」を削り、同項第一号中「あるもの」を「ある受任」に改め、同項第二号中「支配するおそれ又は当該会社の」を「支配し、又は当該」に、「ものに」を「事項に」に、「係るもの」を「係る受任」に改め、同項第三号中「伴うもの」を「伴う受任」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十七項を同条第二十六項とし、同条第十六項中「第二十六条第二項第九号」を「第二十六条第二項第十一号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　非居住者である個人が行う委任であつて、当該個人が非居住者となる以前から引き続き直接に保有する上場会社等以外の会社（以下「非上場会社」という。）の議決権の行使につき代理する権限の非居住者等に対するもののうち、次のいずれにも該当するもの

イ　受任をするものが当該非上場会社又はその役員以外のものである委任

ロ　受任をするものが当該非上場会社の経営を実質的に支配し、又は当該経営に重要な影響を与えるおそれのある事項として主務省令で定める事項に係る議案に係る委任

第二条第十六項第三号イ中「法第二十六条第一項各号のいずれかに掲げるもの」を「非居住者等」に改め、同号ロ⑴中「対象とされる当該上場会社等の株式の数」を「開始後における」に、「を第十九項第一号」を「が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数及び当該運用者を第二十八項第一号」に、「非居住者である個人又は法人等」を「非居住者等」に、「する株式への一任運用（イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる当該上場会社等の株式の数並びに当該運用者及び当該運用者の密接関係者が所有する当該上場会社等の実質株式」を「所有する当該上場会社等の実質所有等株式」に改め、同号ロ⑵中「の後」を「の開始後」に、「の実質保有等議決権」を「が保有する実質保有等議決権」に改め、同項第四号イ中「上場会社等以外の会社（以下「非上場会社」という。）」を「非上場会社」に、「法第二十六条第一項各号に掲げるもの」を「非居住者等」に改め、同号ロ中「）の」を「）が保有する」に、「第十九項第一号」を「第二十八項第一号」に、「非居住者である個人又は法人等の」を「非居住者等が保有する」に、「場合を」を「ものを」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「非居住者である個人又は法人等の同意」を「非居住者等の同意」に改め、「（第七条第一号において「共同議決権行使同意取得」という。）」及び「この号及び第三条の二第二項第二号において」を削り、「）の」を「）が保有する」に、「及び当該同意取得者を第十九項第一号」を「、当該同意取得者を第二十八項第一号」に、「もの又は」を「ものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等議決権の数及び」に、「同項第一号から第十四号まで、第十七号及び第十八号」を「同号から同項第十七号まで、同項第二十号又は同項第二十一号」に改め、「それぞれ」を削り、「なる非居住者である個人又は法人等の」を「なる非居住者等が保有する」に改め、同号を同項第六号とし、同項に次の九号を加える。

七　本邦に主たる事務所を有する法人に対する貸付債権の取得。ただし、次のいずれかに該当する貸付債権の取得を除く。

イ　銀行業を営む者又は第十五項第一号若しくは第三号に掲げる者が業として行う貸付債権の取得

ロ　法第二十六条第一項第三号、第四号又は第五号に掲げるものが行う本邦通貨による貸付債権の取得

ハ　取得の日から弁済期の到来する日までの期間が一年以下である貸付債権の取得